

介護保険関係条例等の改正について

1. 土岐市・瑞浪市介護認定審査会共同設置規約の改正（改正済）

土岐市役所の新庁舎建設に伴い、審査会の執務場所を土岐市産業文化振興センター・セラトピア土岐から土岐市役所へ平成31年3月18日に移転をするため、執務場所を変更する改正を行いました。

2. 瑞浪市介護保険条例の改正（6月議会上程予定）

2019年10月より消費税が増税され、それを財源として低所得の方を対象に保険料が減額されることに伴う改正。

所得段階	対象者	現行保険料率	2019年の保険料率	2020年の保険料率
第1段階	・生活保護受給者の方 ・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	基準額×0.45 (27,490円/年)	基準額×0.375 (22,910円/年)	基準額×0.30 (18,320円/年)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.75 (45,810円/年)	基準額×0.625 (38,180円/年)	基準額×0.50 (30,540円/年)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75 (45,810円/年)	基準額×0.725 (44,280円/年)	基準額×0.70 (42,760円/年)

3. 瑞浪市介護保険利用者負担額減免取扱要綱（新設）

現在、介護保険料についての減免要綱はあるが、利用者負担額（介護サービス利用料）についての減免の規定がないため、新たに新設をして、下記に該当する利用者から減免申請に対応する。

適用範囲	減免割合	減免期間
震災、風水害、火災、その他により損害を受けたとき	1 全焼、全壊 100/100 2 半焼、水損、半壊 97/100 3 床上浸水 95/100	申請のあった月から12月間とする。ただし、適用期間が2ヶ年度にまたがる場合は、次年度に再度、残りの期間について申請する必要がある。
主たる生計維持者の前年所得が400万円以下で、当該年の所得見込金額が前年所得金額と比較して2分の1以下に減少したとき	次の式によって算出した割合 $1 - \frac{\text{当該年合計所得金額}}{\text{前年合計所得金額}}$	

4. 瑞浪市介護保険料減免取扱要綱の改正

現行の要綱では、災害が理由で減免を申請しても、被災した月で5ヶ月分も異なってくる。

(現行)

- ・ 9月に災害にあった場合・・・翌年3月分まで(7ヶ月分 減免)
- ・ 10月に災害にあった場合・・・翌年9月分まで(12ヶ月分 減免)

(所得の著しい減少による事由の場合は、年度末分まで。)

適用範囲	減免割合	減免期間
震災、風水害、火災、その他により損害を受けた時	1 全焼、全壊 100% 2 半焼、水損、半壊 75% 3 床上浸水 50%	1 災害を受けた日の属する月が4月から9月の場合は、当該年度分とする。 2 災害を受けた日の属する月が10月から翌年3月までの場合は、当該年度分及び翌年度の9月分までとする。
主たる生計維持者の前年所得が400万円以下で、当該年の所得見込金額が前年所得金額と比較して2分の1以下に減少したとき	次の式によって算出した割合 $1 - \frac{\text{当該年合計所得金額}}{\text{前年合計所得金額}}$	当該理由が発生した日の属する月から当該年度末までとする。

そのため、今回、減免の開始月によって、減免期間の差異が出ない様、均等にする。

(変更後)

- ・ 災害や所得の著しい減少による申請のあった月より、12月間とする。

適用範囲	減免割合	減免期間
震災、風水害、火災、その他により損害を受けた時	1 全焼、全壊 100% 2 半焼、水損、半壊 75% 3 床上浸水 50%	申請のあった月から12月間とする。ただし、適用期間が2ヶ年度にまたがる場合は、次年度に再度、残りの期間について申請する必要がある。
主たる生計維持者の前年所得が400万円以下で、当該年の所得見込金額が前年所得金額と比較して2分の1以下に減少したとき	次の式によって算出した割合 $1 - \frac{\text{当該年合計所得金額}}{\text{前年合計所得金額}}$	

5. 瑞浪市介護保険施設等指導要綱、瑞浪市介護保険施設等監査要綱、瑞浪市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱、瑞浪市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者監査要綱の新設

市に指定権限のある介護事業所についての実地指導と監査に関する要綱を作成します。

主な内容

【指導要綱】

- ・指導方法は、「集団指導」と「個別指導」がある。
 - 「集団指導」・・・講習会形式で行う。
 - 「個別指導」・・・面談形式で行う。
- ・実地指導の結果、違反が見つかり、介護報酬の著しい不正請求や利用者又は入所者の生命・身体に危害を及ぼす恐れがある場合には、直ちに監査へ切り替える。

【監査要綱】

- ・監査の対象・・・実地指導において確認情報、通報等による情報に基づき、監査が必要と認められる事業所。
- ・監査の結果、軽微な改善を要すると認められた場合は、改善状況報告書により報告をしてもらう。指定基準違反が認められた場合は、行政上の措置として、指定事業所に対して、勧告・命令・指定の取消を行う。

勧告・・・文書により、勧告し、勧告事項改善報告書により、報告をしてもらう。

命令・・・勧告に係る措置を指定事業所が行わない場合、措置をとるよう命令をし、命令事項改善報告書により、報告をしてもらう。

指定の取消・・・運営に関する基準に違反がある、虚偽の報告をした等の不正が発覚したとき、指定の取消しを行う。